

国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視

## 事 例 集

(主な事例)

平成 26 年 10 月

九州管区行政評価局



## 目 次

1 河川管理施設の維持管理が十分でない事例	1
2 許可工作物の維持管理が十分でない事例	3
3 占用許可地において、許可目的以外の利用や無許可で工作物を設置している事例	5
4 河川区域を不法に占用している事例	7
5 河川区域に不法投棄している事例	12

# 1 河川管理施設の維持管理が十分でない事例

## ① 護岸の一部が陥没している又は倒壊しかけているもの



【八重川・八重川護岸】



【西川・護岸（島津排水樋管付近）】

## ② 護岸に樹木が生成し、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれがあるもの



【彦山川・護岸（経塚第3排水樋管付近）】



【彦山川・護岸（成道寺樋門付近）】

③-1 樋門・樋管の進入防止柵が施錠されておらず、部外者が容易に進入できるもの



【彦山川・下境樋管】

③-2 用途が廃止されたが、撤去計画等が未策定のまま、放置されているもの



【本庄川・嵐田水位観測所の観測井】

## 2 許可工作物の維持管理が十分でない事例

### ① 施設の大部分で老朽化が進行したため、各部位に腐食や劣化が生じているもの



【穂波川・萩原上水道樋管】



【大淀川・棧橋】

### ② 樋管のゲートにつた類が巻き付き開閉操作に支障が生じているもの



【穂波川・太郎丸排水樋管】

### ③ 護岸に樹木が生育しており、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれがあるもの



【大淀川・竹原田樋門】

④-1 樋管等の進入防止柵が施錠されておらず、部外者が容易に進入できるもの



【遠賀川・チシャノ木用水樋管】



【黒川・石園堰】

④-2 樋管等の進入防止柵が設置されておらず、部外者が容易に進入できるもの



【笹尾川・高江第一号用水樋管】

④-3 橋梁横の柵と堤防上のガードレールとの間に約1.5mの間隔が生じており、転落の危険性があるもの



【大淀川・大の丸橋付近】

### 3 占用許可地において、許可目的以外の利用や無許可で工作物を設置している事例

#### ① 無許可で河川敷運動広場等に、小屋、仮設トイレ、ベンチ等を設置しているもの



(宮崎：大淀川)

② 採草地を許可目的以外のグランドゴルフ場として使用し、無許可で用具倉庫を設置しているもの



※ 平成 26 年 6 月末撤去済み

(宮崎県：大淀川)

#### 4 河川区域を不法に占有している事例

##### ① 無許可で河岸にレンガ敷の船揚場を造成しているもの



(福岡県：遠賀川)

##### ②-1 高水敷に机とベンチが無許可で設置されているもの



(宮崎県：大淀川) ※平成 26 年 6 月末撤去済み

##### ②-2 堤防法面に、金属製の階段、梯子を設置しているもの



(福岡県：西川)

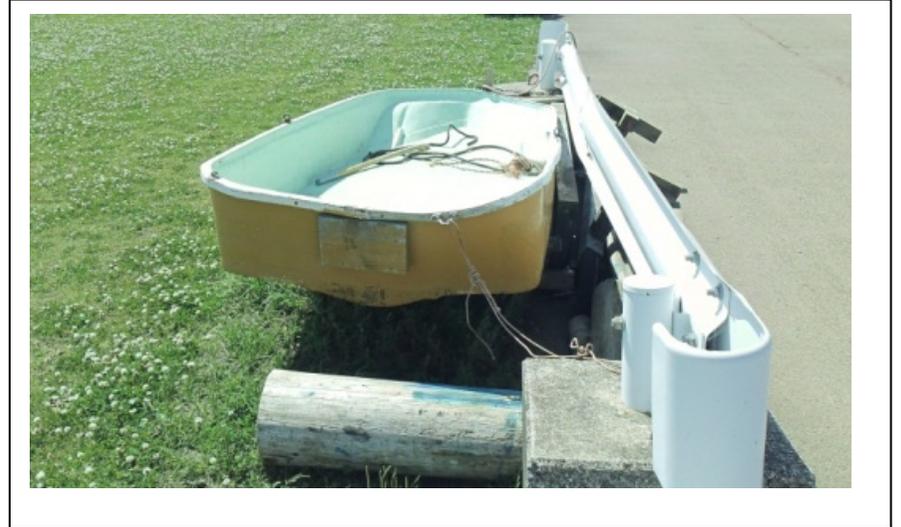


②-3 堤防天端に、バギーを保管する小屋を無許可で設置しているもの



(宮崎県：大淀川)

②-4 市民緑地の高水敷に無許可でガードレールが設置されているもの



(宮崎県：大淀川)

③-1 釣船の係留及び棧橋等の設置が許可されている場所付近で、釣船が陸置きされており、中には、高水敷や護岸に金具で固定し、高水敷や護岸を損傷させているもの



(宮崎県：大淀川)



③-2 堤防法面に、浮き、タイヤ、コンクリートブロック等が放置されているもの



(宮崎県：大淀川)

④ 廃止したとみられるバス待合所が設置されたままとなっているもの



(福岡県：彦山川)

⑤-1 堤防天端にコンクリート製のボックスカルバートが放置されているもの



(福岡県：彦山川)

⑤-2 堤防天端にシートで覆った農機具と思われるものが放置され、高水敷の護岸沿いに、流し台、建設廃材等が放置されているもの



(福岡県：笹尾川)

⑥ 無許可で河川敷地を畑として工作しているもの



(福岡県：笹尾川)

⑦ 無許可で高水敷に常態的に自動車を駐車しているもの



(福岡県：笹尾川)

## 5 河川区域に不法投棄している事例

### ① 堤防の小段及び河川敷に、スチール製の物置、タイヤが投棄されているもの



(福岡県：笹尾川) ※平成 26 年 7 月 1 日、いずれも回収・撤去済み

### ② 護岸に、プラスチック製及び発泡スチロール製の浮きが放置されているもの



(福岡県：西川)

③ ブラウン管テレビ、パソコン、衣装ケース、発泡スチロール製の浮き、ホース等が投機されているもの



(福岡県：西川) ※平成 26 年 7 月上旬撤去済み

④ 法面にある階段の下に、塩化ビニール管、数本のスプレー缶、ポリバケツ、ホイル等が投棄されているもの



(福岡県：穂波川) ※平成 26 年 6 月 26 日、いずれも撤去済み

⑤ 高水敷に、一般ゴミがまとめて投棄されているもの



(宮崎県：大淀川)

⑥ 高水敷に、廃材等が投棄されているもの



(宮崎県：大淀川)

⑦ 堤防法面、排水機場の水路内又は河道に自転車が投棄されているもの



(宮崎県：大淀川、八重川)